

消防消第145号
平成25年6月20日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防・救急課長

市町村の消防の広域化に関する基本指針に規定する消防広域化重点地域の指定について（通知）

市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）に規定する消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の指定については、市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（平成25年4月1日付消防消第70号消防庁長官通知。以下「長官通知」という。）第二、4に主な留意事項が示されているところではありますが、指定する地域等の検討に際しては、下記の事項につきましても留意いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 指定を前提に検討を要する地域

重点地域の指定は、都道府県知事はその判断により行うものでありますが、指定の対象となる地域の具体的な目安として長官通知第二、4、(1)の①及び②において例示されている地域のうち、特に、以下の消防本部又は町村を含む地域については、可能な限り重点地域として指定願います。

- (1) 職員数が少ない（例えば50人以下）小規模消防本部で、特に今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがあると考えられる消防本部
- (2) 非常備町村
- (3) 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

なお、広域化の組合せが決まっていない場合には、「〇〇本部を含む地域」や「〇〇町（非常備町）を含む地域」という形での指定も可能です。

2 財政措置

重点地域を「〇〇本部を含む地域」や「〇〇町（非常備町）を含む地域」という形で指定した場合においても、「広域化対象市町村に対する支援に要する経費」や「消防広域化準備経費」の財政措置の対象となります。

また、平成26年度以降の財政措置については、重点地域に対するものに重点化する予定であることを踏まえて、速やかに重点地域の指定をお願いいたします。

3 その他

- (1) 重点地域の指定状況及び検討状況については、本年10月を目途に改めてヒアリングをさせていただく予定です。
- (2) 重点地域の指定に関する質問等は、早めに当課に相談願います。

連絡先 消防庁 消防・救急課 担当 今井、清水 TEL : 03-5253-7522 FAX : 03-5253-7532 E-mail : keibou@ml.soumu.go.jp
